

「月途中で被保険者が死亡した場合」

資格喪失日は死亡日の翌日となります。

→ 死亡日当日の介護サービスは給付の対象。

(例) 平成23年7月19日に死亡した場合

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20			

死亡日

資格喪失日

【支給限度額管理】

月の途中で死亡した場合であっても、月の支給限度額を日割り計算はいたしません。